

# 岡山県暴力団排除条例の概要 (H23. 4. 1施行)

## 目的

社会が一体となって  
暴力団排除活動を推進



安全で平穏な県民生活を確保

社会経済活動の健全な発展に寄与

## 県の責務、市町村・県民等の役割

県は、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定、実施

市町村は、県、国、県民等と協力して暴力団の排除に関する施策を推進

県民、事業者は、暴力団と社会的に非難されるべき関係をもたず、  
県、国、市町村等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力

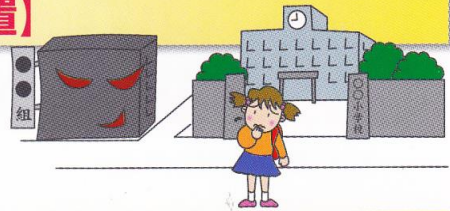
## 罰則、勧告・公表

### 1 【青少年の健全な育成を図るための措置】

〔罰則付きの禁止事項〕

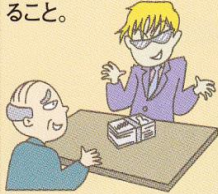
学校等保護対象施設から200メートル以内の場所における暴力団事務所の新規開設・運営の禁止

～ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金～



### 2 【事業活動における禁止行為】

① 事業者が、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等に対し財産上の利益を供与すること。



例えば、

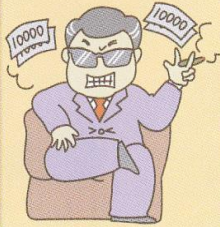
- 暴力団員等に携帯電話、車、住居などを提供する
- 暴力団事務所の建設を請負う又はリフォームをする
- 暴力団員等にいわゆる「みかじめ料」を払う
- 暴力団員等に中元を贈る

などの行為は、勧告・公表の対象となります。

また、その逆に、暴力団員等が上記のような利益供与を受けた場合も、同様です。



② 暴力団員等が、事業者から利益の供与を受けること。



③ 事業者が、暴力団の威力を利用し、又は活動を助長する目的で暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させること。



例えば、

- 暴力団、暴力団員等に工事の下請参入を依頼する
- 暴力団、暴力団員等に地上げを依頼する
- 暴力団が事業を行うに際し、名義貸しをして暴力団員等をその事業に従事させる

などの行為は、勧告・公表の対象となります。

また、単純に事業者が「うちは、〇〇組のお世話になっている。」と告げる行為も同様です。

④ 事業者が、暴力団の威力を利用すること。



⑤ 不動産が、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと。



例えば、

- 不動産所有者が暴力団事務所に使用されることを知ってその不動産を譲渡等する
  - 暴力団事務所になることを知って不動産の代理・媒介をする
- などの行為は、勧告・公表の対象となります。

上記の行為は、勧告の対象となり、悪質な場合は、事業者名の公表となる場合があります。